

令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

- 第138号議案 グラバー園条例の一部を改正する条例
- 第139号議案 長崎市索道施設条例の一部を改正する条例
- 第141号議案 長崎市亀山社中記念館条例の一部を改正する条例
- 第142号議案 長崎市博物館条例の一部を改正する条例
- 第144号議案 長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例
- 第145号議案 出島条例の一部を改正する条例
- 第146号議案 長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例（参考）
- 第147号議案 長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例

文化観光部
令和7年9月

令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

- 第148号議案 長崎市心田庵条例の一部を改正する条例
- 第149号議案 長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
- 第150号議案 長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例
- 第151号議案 長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例
- 第152号議案 長崎市端島見学施設条例の一部を改正する条例
- 第153号議案 長崎市軍艦島資料館条例の一部を改正する条例

文化観光部
令和7年9月

目 次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 5
2 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ～ 31
3 使用料の再算定・・・・・・・・・・	32 ～ 48
4 新旧対照表・・・・・・・・・・	49 ～ 84
【参考 1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	85 ～ 90
【参考 2】使用料の改定・・・・・・・・	91 ～ 92
【参考 3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設 への対応について・・・・・・・・	93 ～ 96

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（文化観光部所管分）

カテゴリー	議案番号	条 例	施設名	所管課
文化財	1 3 8	グラバー園条例	グラバー園	観光政策課
	1 4 4	長崎市ド・ロ神父記念館条例	ド・ロ神父記念館	文化財課
	1 4 5	出島条例	出島	出島復元整備室
	1 4 6 (参考)	長崎市旧居留地建造物条例	南山手レストハウス	文化財課
			旧香港上海銀行長崎支店記念館	観光政策課
			南山手地区町並み保存センター	文化財課
			東山手地区町並み保存センター	文化財課
			旧長崎英国領事館	文化財課
	1 4 7	長崎市中の茶屋条例	中の茶屋	文化財課
	1 4 8	長崎市心田庵条例	心田庵	文化財課
	1 5 0	長崎市伊王島灯台記念館条例	伊王島灯台記念館	文化財課

1 改正の概要

(2) 対象条例（文化観光部所管分）

カテゴリー	議案番号	条 例	施設名	所管課
観光施設	1 3 9	長崎市索道施設条例	長崎ロープウェイ	観光政策課
	1 4 1	長崎市亀山社中記念館条例	亀山社中記念館	観光政策課
	1 5 2	長崎市端島見学施設条例	端島見学施設	観光政策課
	1 5 3	長崎市軍艦島資料館条例	軍艦島資料館	観光政策課
博物館等	1 4 2	長崎市博物館条例	シーボルト記念館 サント・ドミンゴ教会跡資料館 長崎（小島）養生所跡資料館	文化財課
	1 4 6 (参考)	長崎市旧居留地建造物条例	野口彌太郎記念美術館	文化財課
	1 4 9	長崎市歴史民俗資料館条例	歴史民俗資料館 外海歴史民俗資料館	文化財課
	1 5 1	長崎市高島石炭資料館条例	高島石炭資料館	文化財課

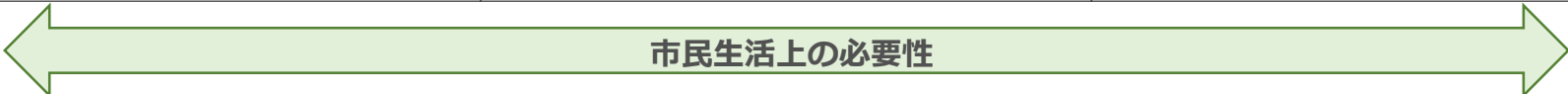
2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の施設にかかる料金改定の考え方

文化観光施設については、市民の財産を有効活用し、市外や海外からの訪問者による域外からの需要を取り込むことで、市民サービスの向上を図ることが見込まれることから、適正な料金への見直しを行う。

ア 受益者負担率（参考2より抜粋）

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設 、公園施設（ｽｰﾌﾟｶｰ） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市営墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館 、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）



 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い

2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の施設にかかる料金改定の考え方

イ 入館施設の使用料の算定方法

文化観光施設の使用料等（入館）の算定方法は、グラバー園の改定料金を基に、その改定率を各施設の現行料金に乗じて、同じ比率を乗じることで料金体系を統一し、改定料金を設定している。

グラバー園及びロープウェイについては、全国の類似施設を参考に改定料金を設定している。

(ア) グラバー園の料金算定

- ・国内の世界文化遺産施設等の平均額「1,300円」を採用

(イ) グラバー園以外の料金算定

- ・グラバー園の改定率「2.1倍」を各施設の現行料金に乗じた改定料金を採用

※改定率：1,300円÷620円＝2.1

(ウ) ロープウェイの料金算定

- ・国内の類似施設にかかる1 mあたりの単価を基に往復料金「1,900円」を採用

2 改正の内容

(1) 文化観光部所管の各施設にかかる料金改定の考え方

ウ 貸館施設の使用料の算定方法

文化観光施設の使用料等（貸館）の算定方法は、算定方針により施設にかかる1室あたりのコストに受益者負担率を乗じて改定料金を算出するが、算定結果、現行料金と比べ大幅な値上げとなった場合、利用者の急激な負担増となるため、激変緩和措置を適用した改定料金を採用する。

■ 激変緩和措置（資料1より抜粋）

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

2 改正の内容

(2) グラバー園（第138号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第8条関係））

区 分		現 行	改正案
通 常	一 般	620円	1,300円
	こども (高等学校の生徒)	310円	650円
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	180円	650円
前売券	一 般	520円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	250円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	140円	廃止
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき520円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき250円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	1人につき140円	廃止
年間入場料 (1人1年間につき)	一般	-	3,250円
	こども (小学校の児童又は中学校若しくは 高等学校の生徒)	-	1,620円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(3) ド・口神父記念館（第144号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第3条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども （小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒）	100円	330円
団 体 （10人以上）	一 般	1人につき250円	廃止
	こども （小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒）	1人につき60円	廃止

イ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(4) 出島（第145号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表第1（第6条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	520円	1,100円
	こども (高等学校の生徒)	200円	550円
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	100円	550円
団 体 (15人以上)	一 般	410円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	120円	廃止
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	60円	廃止
年間入場料 (1人1年間につき)	一般	830円	2,750円
	こども (高等学校の生徒)	310円	1,370円
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	200円	1,370円

イ 模写等使用料（第8条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(5) 南山手レストハウス（第146号議案（参考））

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(6) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（第146号議案（参考））

ア 入館に係る基準額の改定（別表第2（第8条関係）第1項）

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども (高等学校の生徒)	100円	100円
	こども (小学校の児童又は 中学校の生徒)	50円	100円
団体 (15人以上)	一 般	1人につき80円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき80円	廃止
	こども (小学校の児童又は 中学校の生徒)	1人につき30円	廃止

イ ホール利用に係る基準額の改定（別表第2（第8条関係）第2項）

区 分	現 行	改正案
利用時間	午後6時から午後9時まで	1時間につき
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	2,860円 (1回につき)	2,180円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	—	4,360円

2 改正の内容

(6) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（第146号議案（参考））

ウ 模写等の利用の許可に係る基準額の改定（別表第3（第8条関係）第3項）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(7) 南山手地区町並み保存センター（第146号議案（参考））

ア 使用料（貸館料金）の改定（別表第3（第11条関係））

区 分	現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
会議室 1	104円	310円
会議室 2	104円	310円
研修室 1	104円	310円
研修室 2	104円	310円

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(8) 東山手地区町並み保存センター（第146号議案（参考））

ア 使用料（貸館料金）の改定（別表第3（第11条関係））

区 分	現 行 （1時間につき）	改正案 （1時間につき）
会議室 1	104円	310円
会議室 2	104円	310円

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(9) 旧長崎英国領事館、野口彌太郎記念美術館（第146号議案（参考））

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(10) 中の茶屋（第147号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表第1（第2条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども (高等学校の生徒)	100円	100円
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	50円	100円
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき80円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき80円	廃止
	こども (小学校の児童又は中学校の生徒)	1人につき30円	廃止

イ 使用料（貸館料金）の改定（別表第2（第5条関係））

区 分	現 行 (1時間につき)	改正案 (1時間につき)
茶室	209円	480円
和室	209円	480円

ウ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(11) 心田庵（第148号議案）

ア 使用料（入場料）の改定（別表第1（第2条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒)	-	330円
団 体 (15人以上)	一 般	250円	廃止

イ 使用料（貸館料金）の改定（別表第2（第5条関係））

区 分	現 行	改正案 (1時間につき)
午前9時から正午まで	3,142円	-
午後1時から午後5時まで	4,190円	-
午前9時から午後5時まで	7,332円	
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収しない場合	-	1,530円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合	-	3,060円

ウ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

エ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(12) 伊王島灯台記念館（第150号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(13) 長崎ロープウェイ（第139号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
片 道（通 常）	一 般	730円	1,040円
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	520円	1,040円
	こども （小学生の児童）	410円	520円
往 復（通 常）	一 般	1,250円	1,900円
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	940円	1,900円
	こども （小学生の児童）	620円	950円
片 道（前売券）	一 般	580円	廃止
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	410円	廃止
	こども （小学生の児童）	330円	廃止
往 復（前売券）	一 般	1,000円	廃止
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	750円	廃止
	こども （小学生の児童）	500円	廃止

2 改正の内容

(13) 長崎ロープウェイ（第139号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
団 体	15人以上100人未満	個人の通常の料金の100分の80に相当する額	廃止
	100人以上	個人の通常の料金の100分の70に相当する額	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(14) 亀山社中記念館（第141号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第3条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども (高等学校の生徒)	200円	320円
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	150円	320円
団 体 (15人以上)	一 般	1人につき250円	廃止
	こども (高等学校の生徒)	1人につき160円	廃止
	こども (小学生の児童又は中学校の生徒)	1人につき120円	廃止

イ 模写等使用料（第5条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(15) 端島見学施設（第152号議案）

ア 使用料の改定（別表第2（第6条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	310円	320円
	こども （小学生の児童）	150円	320円
団 体 （15人以上）	一 般	250円	廃止
	こども （中学校又は高等学校の生徒）	250円	廃止
	こども （小学生の児童）	120円	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(16) 軍艦島資料館（第153号議案）

ア 利用料金の基準額の改定（別表（第4条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	200円	420円
	こども （高等学校の生徒）	200円	210円
	こども （小学生の児童又は中学校の生徒）	100円	210円
団 体 （15人以上）	一 般	1人につき160円	廃止
	こども （高等学校の生徒）	1人につき160円	廃止
	こども （小学生の児童又は中学校の生徒）	1人につき80円	廃止

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(17) シーボルト記念館（第142号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第5条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	100円	210円
	こども （高等学校の生徒）	100円	100円
	こども （小学生の児童又は中学生の生徒）	50円	100円
団 体 （15人以上）	一 般	1人につき80円	廃止
	こども （高等学校の生徒）	1人につき80円	廃止
	こども （小学生の児童又は中学生の生徒）	1人につき30円	廃止

イ 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(18) サント・ドミンゴ教会跡資料館（第142号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(19) 長崎（小島）養生所跡資料館（第142号議案）

ア 模写等使用料（第7条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(20) 歴史民俗資料館（第149号議案）

ア 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

|(21) 外海歴史民俗資料館（第149号議案）

ア 使用料（入館料）の改定（別表（第9条関係））

区 分		現 行	改正案
個 人	一 般	310円	650円
	こども （小学校の児童又 は中学生若しくは 高等学校の生徒）	100円	330円
団 体 （15人以上）	一 般	1人につき250円	廃止
	こども （小学校の児童又 は中学生若しくは 高等学校の生徒）	1人につき60円	廃止

イ 模写等使用料（第11条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(22) 高島石炭資料館（第151号議案）

ア 模写等使用料（第4条関係）

区 分	現 行	改正案
1点につき	3,237円	4,200円

イ 施行期日

令和8年4月1日

3 使用料の再算定

(1) グラバー園（入館施設・個別事由）（第138号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	グラバー園	423,134,829円	1,034,000人	409円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増 減 （⑧-⑤）
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	620円	409円	860円	1,300円	国内の世界文化遺産施設等の平均額	1,300円	680円
こども	310円	-	460円	650円	一般の半額	650円	340円
年間パス ポート （一般）	-	-	-	3,250円	入館料（見直し額）の2.5倍	3,250円	3,250円
年間パス ポート （こども）	-	-	-	1,620円	入館料（見直し額）の2.5倍	1,620円	1,620円

3 使用料の再算定

(2) ド・口神父記念館（入館施設・個別事由）（第144号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	ド・口神父記念館	4,826,186円	14,000人	345円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増 減 （⑧-⑤）
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	310円	345円	460円	650円	現行価格×グラバー園の改定率 「外海歴史民俗資料館」と共通	650円	340円
こども	100円	-	200円	330円	一般の半額	330円	230円

3 使用料の再算定

(3) 出島（入館施設・個別事由）（第145号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	出島	325,769,169円	450,000人	724円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	520円	724円	720円	1,100円	現行価格×グラバー園の改定率	1,100円	580円
こども	200円	-	400円	550円	一般の半額	550円	350円
年間パス ポート (一般)	830円	-	1,160円	2,750円	入館料（見直し額）の2.5倍	2,750円	1,920円
年間パス ポート (こども)	310円	-	460円	1,370円	入館料（見直し額）の2.5倍	1,370円	1,060円

3 使用料の再算定

(4) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（入館施設・個別事由）（第146号議案（参考））

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	旧香港上海銀行 長崎支店記念館	11,765,373円	9,000人	1,307円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	100円	1,307円	200円	210円	現行価格×グラバー園の改定率	210円	110円
こども	50円	-	100円	100円	一般の半額	100円	50円

3 使用料の再算定

(5) 中の茶屋（入館施設・個別事由）（第147号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	中の茶屋	8,385,766円	2,400人	3,494円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	100円	3,494円	200円	210円	現行価格×グラバー園の改定率	210円	110円
こども	50円	-	100円	100円	一般の半額	100円	50円

3 使用料の再算定

(6) 心田庵（入館施設・個別事由）（第148号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
文化財	心田庵	14,298,618円	7,793人	1,835円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	310円	1,835円	460円	650円	現行価格×グラバー園の改定率	650円	340円
こども	-	-	-	330円	一般の半額	330円	330円

3 使用料の再算定

(7) 長崎ロープウェイ（入館施設・個別事由）（第139号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
観光施設	長崎ロープウェイ	259,715,981円	193,668人	1,341円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同 額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	1,250円	1,341円	1,750円	1,900円	類似施設の1mあたりの単価を基に 算出	1,900円	650円
こども	940円	-	1,310円	950円	一般の半額 ※小学生以下	950円	10円

3 使用料の再算定

(8) 亀山社中記念館（入館施設・個別事由）（第141号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
観光施設	亀山社中記念館	22,020,831円	38,519人	572円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	310円	572円	460円	650円	現行価格×グラバー園の改定率	650円	340円
こども	150円	-	300円	320円	一般の半額	320円	170円

3 使用料の再算定

(9) 端島見学施設（入館施設・個別事由）（第152号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
観光施設	端島見学施設	37,073,721円	204,380人	181円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	310円	181円	460円	650円	現行価格×グラバー園の改定率	650円	340円
こども	150円	-	300円	320円	一般の半額	320円	170円

3 使用料の再算定

(10) 軍艦島資料館（入館施設・個別事由）（第153号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
観光施設	軍艦島資料館	8,437,701円	49,698人	170円	100%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増 減 （⑧-⑤）
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	200円	170円	400円	420円	現行価格×グラバー園の改定率	420円	220円
こども	100円	-	200円	210円	一般の半額	210円	110円

3 使用料の再算定

(11) シーボルト記念館（入館施設・個別事由）（第142号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
博物館等	シーボルト記念館	30,641,007円	6,000人	5,107円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ （③×④）	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ （⑧と同額）	増 減 （⑧-⑤）
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	100円	2,553円	200円	210円	現行価格×グラバー園の改定率	210円	110円
こども	50円	-	100円	100円	一般の半額	100円	50円

3 使用料の再算定

(12) 外海歴史民俗資料館（入館施設・個別事由）（第149号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
博物館等	外海歴史民俗資料館	15,264,382円	12,000人	1,272円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑧-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	310円	636円	460円	650円	現行価格×グラバー園の改定率 「ド・ロ神父記念館」と共通	650円	340円
こども	100円	-	200円	330円	一般の半額	330円	230円

3 使用料の再算定

(13) 旧香港上海銀行長崎支店記念館（貸館施設・通常算定）（第146号議案（参考））

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
文化財	旧香港上海銀行 長崎支店記念館	414,886円	148.74㎡	1,059時間	18.0%	14.66円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
ホール (148.74㎡)	1,619円	2,181円	2,181円	2,267円	2,180円	561円

※コンセント、冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒コスト単価が、激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「1.4倍」）を下回るため、コスト単価を採用

3 使用料の再算定

(14) 南山手地区町並み保存センター（貸館施設・通常算定）（第146号議案（参考））

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left[\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right]$	受益者負担率 ⑥
文化財	南山手地区町並み保存センター	7,541,409円	129.97㎡	2,536時間	4.1%	553円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
会議室1 (25.15㎡)	156円	13,909円	13,909円	312円	310円	154円
会議室2 (25.19㎡)	156円	13,931円	13,931円	312円	310円	154円
研修室1 (41.86㎡)	156円	23,151円	23,151円	312円	310円	154円
研修室2 (37.77㎡)	156円	20,889円	20,889円	312円	310円	154円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「2倍」）を採用

3 使用料の再算定

(15) 東山手地区町並み保存センター（貸館施設・通常算定）（第146号議案（参考））

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	東山手地区町並み保存センター	5,912,537円	41.34㎡	2,536時間	1.2%	4,516円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
会議室1 (20.67㎡)	156円	93,356円	93,356円	312円	310円	154円
会議室2 (20.67㎡)	156円	93,356円	93,356円	312円	310円	154円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「2倍」）を採用

3 使用料の再算定

(16) 中の茶屋（貸館施設・通常算定）（第147号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	中の茶屋	2,454,848円	62.40㎡	2,536時間	1.8%	886円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
和室 (34.56㎡)	240円	30,622円	30,622円	480円	480円	240円
茶室 (27.84㎡)	240円	24,668円	24,668円	480円	480円	240円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「2倍」）を採用

3 使用料の再算定

(17) 心田庵（貸館施設・通常算定）（第148号議案）

ア 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
文化財	心田庵	11,799,146円	131.38㎡	2,552時間	5.2%	671円	100%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金※ ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
和室 (131.38㎡)	1,099円	88,386円	88,386円	1,539円	1,530円	431円

※冷暖房設備の附属設備使用料を含む

⇒**激変緩和措置の単価（現行料金×激変緩和措置「1.4倍」）を採用**

4 新旧対照表

(1) グラバー園条例（第 1 3 8 号議案）

改正後	改正前
第 1 条から第 1 7 条まで [略] <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例の施行の日前に購入された改正前のグラバー園条例別表第 1 項に規定する前売券は、同日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。</u>	第 1 条から第 1 7 条まで [略]

4 新旧対照表

(1) グラバー園条例（第138号議案）

改正後			改正前			
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）			
1 入場に係る基準額			1 入場に係る基準額			
区 分	入場料	年間入場料 (1人1年間につき)	区 分	個人		団体 (15人以上)
				通常の料金	前売券の料金	
一般	円 1,300	円 3,250	一般	円 620	円 520	円 1人につき 520
小学校の 児童又は 中学校若 しくは高 等学校の 生徒	650	1,620	高等学校 の生徒	310	250	1人につき 250
			小学校の 児童及び 中学校の 生徒	180	140	1人につ き140
2 利用の許可に係る基準額 [略]			2 利用の許可に係る基準額 [略]			
備考 [略]			備考 [略]			

4 新旧対照表

(2) 長崎市ド・口神父記念館条例（第144号議案）

改正後	改正前
第1条から第4条まで〔略〕 （使用料） 第5条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき<u>4, 200円</u>の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第6条から第12条まで〔略〕 （損害賠償） 第13条 記念館の建物、<u>設備</u>、資料等を汚損し、毀損し、又は滅 失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しな ければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認め るときは、この限りでない。 第14条から第15条まで〔略〕 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 <u>改正後の長崎市ド・口神父記念館条例第5条第1項の規定は、</u> <u>この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用</u> <u>し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例</u> <u>による。</u>	第1条から第4条まで〔略〕 （使用料） 第5条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき<u>3, 237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第6条から第12条まで〔略〕 （損害賠償） 第13条 記念館の建物、<u>附属設備</u>、資料等を汚損し、毀損し、又 は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償 しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。 第14条から第15条まで〔略〕

4 新旧対照表

(2) 長崎市ド・口神父記念館条例（第144号議案）

改正後		改正前		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区 分	入館料	区 分	入館料	団体 （10人以上）
一般	円 650	一般	円 310	円 1人につき250
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	330	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	100	1人につき60
備考 [略]		備考 [略]		

4 新旧対照表

(3) 出島条例（第 1 4 5 号議案）

改正後	改正前
第 1 条から第 7 条まで [略] （使用料） 第 8 条 前条第 1 項の模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>4, 2 0 0 円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 第9条から第 1 6 条まで [略] （出品等に関する責任） 第17条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあっても、市及び<u>指定管理者</u>は、その損害の賠償の責めを負わない。 第 1 8 条から第 2 2 条まで [略] <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条の改正規定は、<u>公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 改正後の出島条例第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、<u>なお従前の例による。</u>	第 1 条から第 7 条まで [略] （使用料） 第 8 条 前条第 1 項の模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>3, 2 3 7 円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 第9条から第 1 6 条まで [略] （出品等に関する責任） 第17条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。 第 1 8 条から第 2 2 条まで [略]

4 新旧対照表

(3) 出島条例（第 1 4 5 号議案）

改正後			改正前			
別表第 1（第 6 条関係）			別表第 1（第 6 条関係）			
区 分	入場料 （1 人 1 回につき）	年間入場料 （1 人 1 年間に付き）	区 分	入場料（1 人 1 回につき）		年間入場料 （1 人 1 年間に付き）
				個人	団体 （1 5 人以上）	
一般	円 1,100	円 2,750	一般	円 520	円 410	円 830
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	550	1,370	高等学校の生徒	200	120	310
			小学校の児童又は中学校の生徒	100	60	200
備考 [略] 別表第 2 [略]			備考 [略] 別表第 2 [略]			

4 新旧対照表

- (4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館、旧香港上海銀行長崎支店記念館、長崎市須加五々道美術館、長崎市べっ甲工芸館、長崎市古写真資料館、長崎市埋蔵資料館、東山手地区町並み保存センター、南山手地区町並み保存センター、南山手レストハウス、野口彌太郎記念美術館 以下、旧英国領事館等という。）（第146号議案（参考））

改正後	改正前																														
第1条から第2条まで〔略〕 （建造物及びその活用） 第3条 第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。	第1条から第2条まで〔略〕 （建造物及びその活用） 第3条 第1条に規定する建造物及びその活用は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>建物の名称</th><th>活用</th><th>位置</th></tr><tr><td>南山手8番館</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>旧香港上海銀行長崎支店</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	建物の名称	活用	位置	南山手8番館	〔略〕	〔略〕	削除	削除	削除	削除	削除	削除	旧香港上海銀行長崎支店	〔略〕	〔略〕	<table><tr><th>建物の名称</th><th>活用</th><th>位置</th></tr><tr><td>南山手8番館</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>南山手乙9番館</td><td>「<u>長崎市須加五々道美術館</u>」として、<u>須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。</u></td><td><u>長崎市南山手町3番17号</u></td></tr><tr><td>南山手乙27番館</td><td>「<u>長崎市南山手レストハウス</u>」として、<u>市民の休憩の用に供するとともに、居留地に関する資料を市民の鑑賞に供する。</u></td><td><u>長崎市南山手町7番5号</u></td></tr><tr><td>旧香港上海銀行長崎支店</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table>	建物の名称	活用	位置	南山手8番館	〔略〕	〔略〕	南山手乙9番館	「 <u>長崎市須加五々道美術館</u> 」として、 <u>須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。</u>	<u>長崎市南山手町3番17号</u>	南山手乙27番館	「 <u>長崎市南山手レストハウス</u> 」として、 <u>市民の休憩の用に供するとともに、居留地に関する資料を市民の鑑賞に供する。</u>	<u>長崎市南山手町7番5号</u>	旧香港上海銀行長崎支店	〔略〕	〔略〕
建物の名称	活用	位置																													
南山手8番館	〔略〕	〔略〕																													
削除	削除	削除																													
削除	削除	削除																													
旧香港上海銀行長崎支店	〔略〕	〔略〕																													
建物の名称	活用	位置																													
南山手8番館	〔略〕	〔略〕																													
南山手乙9番館	「 <u>長崎市須加五々道美術館</u> 」として、 <u>須加五々道画伯の美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。</u>	<u>長崎市南山手町3番17号</u>																													
南山手乙27番館	「 <u>長崎市南山手レストハウス</u> 」として、 <u>市民の休憩の用に供するとともに、居留地に関する資料を市民の鑑賞に供する。</u>	<u>長崎市南山手町7番5号</u>																													
旧香港上海銀行長崎支店	〔略〕	〔略〕																													

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後			改正前		
建物の名称	活用	位置	建物の名称	活用	位置
削除	削除	削除	旧長崎税関下がり松派出所	「長崎市べっ甲工芸館」として、べっ甲工芸品及びその資料を市民の観覧に供する。	長崎市松が枝町4番33号
東山手洋風住宅群	「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 削除 削除	長崎市東山手町6番25号	東山手洋風住宅群	（1）「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 （2）「長崎市古写真資料館」として、古写真に関する資料を市民の観覧に供する。 （3）「長崎市埋蔵資料館」として、埋蔵文化財に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号
東山手十二番館	[略]	[略]	東山手十二番館	[略]	[略]

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後			改正前		
区 分	入場料	位置	区 分	入場料	位置
旧長崎英国領事館	(1) 「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2) 「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号	旧長崎英国領事館	(1) 「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2) 「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町1番37号
第4条から第6条まで〔略〕 (入館料) 第7条 旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第1のとおりとする。 2 〔略〕			第4条から第6条まで〔略〕 (入館料) 第7条 <u>施設のうち、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館の入館料は、別報第1のとおりとし、長崎市須加五々道美術館及び長崎市べっ甲工芸館の入館料は、別表第2のとおりとし、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第3のとおりとする。</u> 2 〔略〕		

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前
（利用料金） 第8条 [略] 2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、<u>別表第2</u>に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3～4 [略] 第9条から第10条まで [略] （使用料） 第11条 前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る、第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき<u>4,200円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 前条第2項の利用の許可を受けた者は、<u>別表第3</u>に定める使用料を納入しなければならない。 3 [略]	（利用料金） 第8条 [略] 2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、<u>別表第4</u>に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3～4 [略] 第9条から第10条まで [略] （使用料） 第11条 前条第1項の模写等の許可（市長の許可に限る、第3項において同じ。）を受けた者は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 前条第2項の利用の許可を受けた者は、<u>別表第5</u>に定める使用料を納入しなければならない。 3 [略]

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前
第12条から第25条まで〔略〕 （市長による管理） 第26条〔略〕 2 前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第2の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第2	第12条から第25条まで〔略〕 （市長による管理） 第26条〔略〕 2 前項の場合においては、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条（第2項を除く。）、第13条、第14条第2項、第17条並びに別表第4の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「旧香港上海銀行記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる入館料又は使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条第1項中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項及び第5項並びに第13条第1項中「市長又は指定管理者とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第4

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前
に掲げる入館料又は使用料」と、第17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第2第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額 1点につき4, 200円」とあるのは「使用料 1点につき4, 200円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 [略] 第27条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条及び次項から附則第5項までの規定 令和8年1月30日 (2) 第2条及び附則6項の規定 令和8年4月1日	に掲げる入館料又は使用料」と、第17条ただし書中「市長（旧香港上海銀行記念館にあつては、指定管理者）」とあるのは「市長」と、別表第4第1項中「入館に係る基準額」とあるのは「入館料」と、同表第2項中「利用の許可に係る基準額」とあるのは「使用料」とし、同表第3項中「利用の許可に係る基準額 1点につき3, 237円」とあるのは「使用料 1点につき3, 237円の範囲内において市長が定める額」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。 3 [略] 第27条 [略]

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前
<u>（3）第3条の規定</u> <u>令和9年4月1日</u> <u>2～5 [略]</u> <u>6 第2条の規定による改正後の長崎市居留地建造物条例第11条</u> <u>第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附</u> <u>則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使</u> <u>用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用</u> <u>料及び利用料金については、なお、従前の例による。</u>	

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前											
削除	別表第 1 （第 7 条関係） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">入館料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（15人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 100</td><td>円 1 人につき 80</td></tr><tr><td>中学校の生徒又 は小学校の児童</td><td>50</td><td>1 人につき 30</td></tr></table> 備考 1 「一般」とは、1 5 歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。 2 入館料は、長崎市古写真資料館及び長崎市埋蔵資料館に入館することができる共通入館券の額とする。	区 分	入館料		個人	団体（15人以上）	一般	円 100	円 1 人につき 80	中学校の生徒又 は小学校の児童	50	1 人につき 30
区 分	入館料											
	個人	団体（15人以上）										
一般	円 100	円 1 人につき 80										
中学校の生徒又 は小学校の児童	50	1 人につき 30										

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前											
削除	別表第2（第7条関係） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">入館料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（15人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 100</td><td>円 1人につき 80</td></tr><tr><td>中学校の生徒又は 小学校の児童</td><td>50</td><td>1人につき 30</td></tr></table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。	区 分	入館料		個人	団体（15人以上）	一般	円 100	円 1人につき 80	中学校の生徒又は 小学校の児童	50	1人につき 30
区 分	入館料											
	個人	団体（15人以上）										
一般	円 100	円 1人につき 80										
中学校の生徒又は 小学校の児童	50	1人につき 30										

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前														
<u>別表第1（第7条関係）</u> <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>入館料</th></tr><tr><th>個人</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 700</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td><td>350</td></tr></table>	区 分	入館料	個人	一般	円 700	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	350	<u>別表第3（第7条関係）</u> <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>入館料</th></tr><tr><th>個人</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 700</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒</td><td>350</td></tr></table>	区 分	入館料	個人	一般	円 700	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	350
区 分		入館料													
	個人														
一般	円 700														
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	350														
区 分	入館料														
	個人														
一般	円 700														
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	350														
備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。 2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。	備考 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）をいう。 2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。														

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後	改正前																											
別表第2（第8条関係） 1 旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額 <table><tr><th>区 分</th><th>入館料（1人1回につき）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 210</td></tr><tr><td>小学校の児童又 中学校若しくは 高等学校の生徒</td><td>100</td></tr></table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。 2 ホールの利用の許可に係る基準額 <table><tr><th>区 分</th><th>金額（1時間につき）</th></tr><tr><td>利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合</td><td>円 2,180</td></tr><tr><td>利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収する場合</td><td>4,360</td></tr></table> 3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額 1点につき4,200円	区 分	入館料（1人1回につき）	一般	円 210	小学校の児童又 中学校若しくは 高等学校の生徒	100	区 分	金額（1時間につき）	利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	円 2,180	利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収する場合	4,360	別表第4（第8条関係） 1 旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">入館料（1人1回につき）</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（15人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 100</td><td>円 1人につき 80</td></tr><tr><td>中学校の生徒又は 小学校の児童</td><td>50</td><td>円 1人につき 30</td></tr></table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。 2 ホールの利用の許可に係る基準額 <table><tr><th>利用時間</th><th>金額</th></tr><tr><td>午後6時から午後9まで</td><td>2,860円</td></tr></table> 3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る基準額 1点につき3,237円	区 分	入館料（1人1回につき）		個人	団体（15人以上）	一般	円 100	円 1人につき 80	中学校の生徒又は 小学校の児童	50	円 1人につき 30	利用時間	金額	午後6時から午後9まで	2,860円
区 分	入館料（1人1回につき）																											
一般	円 210																											
小学校の児童又 中学校若しくは 高等学校の生徒	100																											
区 分	金額（1時間につき）																											
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	円 2,180																											
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収する場合	4,360																											
区 分	入館料（1人1回につき）																											
	個人	団体（15人以上）																										
一般	円 100	円 1人につき 80																										
中学校の生徒又は 小学校の児童	50	円 1人につき 30																										
利用時間	金額																											
午後6時から午後9まで	2,860円																											

4 新旧対照表

(4) 長崎市旧居留地建造物条例（旧長崎英国領事館等）（第146号議案（参考））

改正後				改正前			
別表第 3 （第11条関係）				別表第 5 （第11条関係）			
区 分			金額 （ 1 時間につき）	区 分			金額 （ 1 時間につき）
長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 310	長崎市南山手地区町並み保存センター	会議室	1	円 104
		2	310			2	104
	研修室	1	310		研修室	1	104
		2	310			2	104
長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	310	長崎市東山手地区町並み保存センター	会議室	1	104
		2	310			2	104
備考				備考			
1 会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。				1 会議室又は研修室を利用する場合にあつては、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数は、1時間として計算する。			
2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる使用料の倍額とする。				2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる使用料の倍額とする。			
				3 附属設備の使用料は市長が定める。			

4 新旧対照表

(5) 長崎市中の茶屋条例（第 1 4 7 号議案）

改正後	改正前
第 1 条から第 4 条まで [略] （使用料） 第 5 条 前条第 1 項の模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>4, 2 0 0 円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 第 6 条から第 1 1 条まで [略] （損害賠償） 第 1 2 条 中の茶屋の建物、<u>設備</u>又は美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第 1 3 条 [略] <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市中の茶屋条例第 5 条第 1 項及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。	第 1 条から第 4 条まで [略] （使用料） 第 5 条 前条第 1 項の模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>3, 2 3 7 円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 第 6 条から第 1 1 条まで [略] （損害賠償） 第 1 2 条 中の茶屋の建物、<u>附属設備</u>又は美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第 1 3 条 [略]

4 新旧対照表

(5) 長崎市中の茶屋条例（第 1 4 7 号議案）

改正後

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	入館料
一般	円 210
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	100

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
茶室	円 480
和室	480

備考

1～2 [略]

3 削除

改正前

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	個人	団体（15人以上）
一般	円 100	円 1 人につき 80
中学校の生徒又は小学校の児童	50	1 人につき 30

備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校の生徒及び小学校の児童を除く。）をいう。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
茶室	円 209
和室	209

備考

1～2 [略]

3 附属設備の使用料は、市長が定める。

4 新旧対照表

(6) 長崎市心田庵条例（第 1 4 8 号議案）

改正後	改正前
第 1 条から第 4 条まで [略] (使用料) 第 5 条 模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>4, 2 0 0 円</u> の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 3 [略] 第 6 条から第 1 4 条まで [略] <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>改正後の長崎市心田庵条例第 5 条第 1 項及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	第 1 条から第 4 条まで [略] (使用料) 第 5 条 模写等の許可を受けた者は、1 点につき <u>3, 2 3 7 円</u> の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 [略] 3 [略] 第 6 条から第 1 4 条まで [略]

4 新旧対照表

(6) 長崎市中心田庵条例（第 1 4 8 号議案）

改正後		改正前		
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）		
区 分	入場料（1 人 1 回につき）	区 分	入場料（1 人 1 回につき）	
一般	円 650		個人	団体 （15人以上）
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	330	一般	円 310	円 250
備考 [略]		備考 [略]		
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）		
区 分	金額（1 時間につき）	区 分	金額（1 時間につき）	
利用者が入場者から入場料金 その他これに類する料金を徴収しない場合	円 1,530	午前 9 時から正午まで	円 3,142	
利用者が入場者から入場料金 その他これに類する料金を徴収する場合	3,060	午後 1 時から午後 5 時まで	4,190	
		午前 9 時から午後 5 時まで	7,332	
備考 附属設備の使用料は、市長が定める。		備考		
		1 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。		
		2 附属設備の使用料は、市長が定める。		

4 新旧対照表

(7) 長崎市伊王島灯台記念館条例（第150号議案）

改正後	改正前
第1条から第6条まで〔略〕 （使用料） 第7条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき <u>4,200円</u> の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第8条から第14条まで〔略〕 （損害賠償） 第15条 記念館の建物、 <u>設備</u> 、資料等を汚損し、毀損し、又は滅 失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しな ければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認め るときは、この限りでない。 第16条から第18条まで〔略〕 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項の規定は、 <u>この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用</u> <u>し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例</u> <u>による。</u>	第1条から第6条まで〔略〕 （使用料） 第7条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき <u>3,237円</u> の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第8条から第14条まで〔略〕 （損害賠償） 第15条 記念館の建物、 <u>附属設備</u> 、資料等を汚損し、毀損し、又 は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償 しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。 第16条から第18条まで〔略〕

4 新旧対照表

(8) 長崎市索道施設条例（第 1 3 9 号議案）

改正後	改正前
第 1 条から第 9 条まで [略] （市長による管理） 第 1 0 条 [略] 2 前項の場合においては、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条及び別表の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第 5 条第 1 項中「索道の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、第 6 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「<u>金額</u>」とあるのは「使用料」とし、第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しない。 3 [略] 第 1 1 条 [略]	第 1 条から第 9 条まで [略] （市長による管理） 第 1 0 条 [略] 2 前項の場合においては、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条及び別表の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第 5 条第 1 項中「索道の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、第 6 条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「<u>基準額</u>」とあるのは「使用料」とし、第 4 条第 2 項並びに第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しない。 3 [略] 第 1 1 条 [略]

4 新旧対照表

(8) 長崎市索道施設条例（第 1 3 9 号議案）

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の施行の日前に購入された改正前の長崎市索道施設条例別表第 1 項に規定する前売券は、同日以後においても、なおその券面額に限り使用することができる。	

4 新旧対照表

(8) 長崎市索道施設条例（第 1 3 9 号議案）

改正後			改正前				
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）				
区 分	金 額		1 個人の利用に係る基準額				
	片 道	往 復	利用形態 金額 区 分	片道		往復	
				通常の 料金	前売券の 料金	通常の 料金	前売券の 料金
一般	円 1,040	円 1,900	一般	円 730	円 580	円 1,250	円 1,000
小学校の 児童	円 520	円 950	高等学校 又は中学校 の生徒	円 520	円 410	円 940	円 750
			小児	円 410	円 330	円 620	円 500
備考 「一般」とは、1 2 歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。			備考				
			1 「一般」とは、1 5 歳以上の者（高等学校及び中学校の生徒を除く。）をいう。				
			2 「小児」とは、1 歳以上 1 2 歳以下の者（中学校の生徒を除く。）をいう。				
			3 保護者（一般に限る。以下同じ。）が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の者の料金は、保護者 1 人につき 1 人を無料とする。				

4 新旧対照表

(8) 長崎市索道施設条例（第 1 3 9 号議案）

改正後	改正前						
削除	2 団体の利用に係る基準額 <table><tr><th>区分</th><th>金額（1 人につき）</th></tr><tr><td><u>1 5 人以上 1 0 0 人未 満</u></td><td><u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額</u></td></tr><tr><td><u>1 0 0 人以上</u></td><td><u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 7 0 に相当する額</u></td></tr></table>	区分	金額（1 人につき）	<u>1 5 人以上 1 0 0 人未 満</u>	<u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額</u>	<u>1 0 0 人以上</u>	<u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 7 0 に相当する額</u>
区分	金額（1 人につき）						
<u>1 5 人以上 1 0 0 人未 満</u>	<u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額</u>						
<u>1 0 0 人以上</u>	<u>個人の通常の料金の 1 0 0 分の 7 0 に相当する額</u>						

4 新旧対照表

(9) 長崎市亀山社中記念館条例（第141号議案）

改正後	改正前
第1条から第4条まで〔略〕 （使用料） 第5条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき <u>4,200円</u> の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 第6条から第12条まで〔略〕 （損害賠償） 第13条 記念館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は 滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を倍書し なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認 めるときは、この限りでない。 第14条から第15条まで〔略〕 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市亀山社中記念館条例第5条第1項の規定は、こ の条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、 同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例によ る。	第1条から第4条まで〔略〕 （使用料） 第5条 模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、 1点につき <u>3,237円</u> の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 第6条から第12条まで〔略〕 （損害賠償） 第13条 記念館の建物、 <u>附属設備</u> 、資料等を汚損し、毀損し、 又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を倍 書しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由がある と認めるときは、この限りでない。 第14条から第15条まで〔略〕

4 新旧対照表

(9) 長崎市亀山社中記念館条例（第141号議案）

改正後		改正前		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区 分	入館料	区 分	入館料	
一般	円 650		個人	団体（15人以上）
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	320	一般	円 310	円 1人につき 250
		高等学校の生徒	200	1人につき 160
		小学校の児童又は中学校の生徒	150	1人につき 120
備考 [略]		備考 [略]		

4 新旧対照表

(10) 長崎市端島見学施設条例（第 1 5 2 号議案）

改正後	改正前																	
第 1 条から第 2 2 条まで [略] <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表第 1（第 6 条関係） [略] 別表第 2（第 6 条関係）	第 1 条から第 2 2 条まで [略] 別表第 1（第 6 条関係） [略] 別表第 2（第 6 条関係）																	
<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 650</td></tr><tr><td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td><td>320</td></tr></table>	区 分	金 額	一般	円 650	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	320	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">金 額</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（15人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 310</td><td>円 250</td></tr><tr><td>小学校の児童</td><td>150</td><td>120</td></tr></table>	区 分	金 額		個人	団体（15人以上）	一般	円 310	円 250	小学校の児童	150	120
区 分	金 額																	
一般	円 650																	
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	320																	
区 分	金 額																	
	個人	団体（15人以上）																
一般	円 310	円 250																
小学校の児童	150	120																
備考 <u>「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。</u>	備考 <u>「一般」とは、1 2 歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。</u>																	

4 新旧対照表

(11) 長崎市軍艦島資料館条例（第 1 5 3 号議案）

改正後

第 1 条から第 1 5 条まで〔略〕
(損害賠償)
第 1 2 条 資料館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を倍書しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
第 1 3 条から第 1 5 条まで〔略〕
附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
別表（第 4 条関係）

区 分	入館料
一般	円 420
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	210

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

改正前

第 1 条から第 1 1 条まで〔略〕
(損害賠償)
第 1 2 条 資料館の建物、附属設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を倍書しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
第 1 3 条から第 1 5 条まで〔略〕

別表（第 4 条関係）

区 分	金額	
	個人	団体（15人以上）
一般	円 200	円 1 人につき 160
小学校の児童又は中学校の生徒	100	1 人につき 80

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を除く。）をいう。

4 新旧対照表

(12) 長崎市博物館条例（シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、長崎（小島）養生所跡資料館）（第142号議案）

改正後	改正前
第1条から第6条まで〔略〕 （使用料） 第7条 前条第1項の模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、1点につき<u>4, 200円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 〔略〕 第8条から第15条まで〔略〕 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 <u>改正後の長崎市博物館条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	第1条から第6条まで〔略〕 （使用料） 第7条 前条第1項の模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、1点につき<u>3, 237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 〔略〕 第8条から第15条まで〔略〕

4 新旧対照表

(12) 長崎市博物館条例（シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、長崎（小島）養生所跡資料館）（第142号議案）

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区 分		入館料	区 分		金額
常設展示	一般	円 210	常設展示	一般	個人 円 100 団体（15人以上） 円 1人につき 80
	小学校の児童又は 中学校の生徒若し くは高等学校の生 徒	100		中学校の 生徒又は 小学校の 児童	50 円 1人につき 30
常設展示		その都度市長が定める額	常設展示		そのつど市長が定める額
備考			備考		
1 [略]			1 [略]		
2 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。</u> ）をいう。			2 「一般」とは、15歳以上の者（ <u>中学校の生徒及び小学校の児童を除く。</u> ）をいう。		

4 新旧対照表

(13) 長崎市歴史民俗資料館条例（歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館）（第149号議案）

改正後	改正前
第1条から第10条まで〔略〕 （使用料） 第11条 前条第1項の模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、1点につき<u>4,200円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 〔略〕 第12条から第18条まで〔略〕 （出品等に関する責任） 第19条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあっても、市及び<u>指定管理者</u>は、その損害の賠償の責めを負わない。 第20条から第28条まで〔略〕 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 改正後の長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。	第1条から第10条まで〔略〕 （使用料） 第11条 前条第1項の模写等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。 2 〔略〕 第12条から第18条まで〔略〕 （出品等に関する責任） 第19条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。 第20条から第28条まで〔略〕

4 新旧対照表

(13) 長崎市歴史民俗資料館条例（歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館）（第149号議案）

改正後	改正前																	
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）																	
<table><tr><th>区 分</th><th>入館料</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 650</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒</td><td>330</td></tr></table>	区 分	入館料	一般	円 650	小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	330	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">入館料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体（10人以上）</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 310</td><td>円 1 人につき 250</td></tr><tr><td>小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒</td><td>100</td><td>1 人につき 60</td></tr></table>	区 分	入館料		個人	団体（10人以上）	一般	円 310	円 1 人につき 250	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	1 人につき 60
区 分	入館料																	
一般	円 650																	
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	330																	
区 分	入館料																	
	個人	団体（10人以上）																
一般	円 310	円 1 人につき 250																
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	100	1 人につき 60																
備考 [略]	備考 [略]																	

4 新旧対照表

(14) 長崎市高島石炭資料館条例 (第151号議案)

改正後	改正前
第1条から第3条まで〔略〕 (使用料) 第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 1点につき<u>4,200円</u>の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第5条から第11条まで〔略〕 (損害賠償) 第12条 資料館の建物、<u>設備</u>、資料等を汚損し、毀損し、又は滅 失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しな ければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認め るときは、この限りでない。 第13条から第14条まで〔略〕 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項の規定は、こ の条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、 同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例によ る。	第1条から第3条まで〔略〕 (使用料) 第4条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 1点につき<u>3,237円</u>の範囲内において市長が定める使用料を 納入しなければならない。 2 〔略〕 第5条から第11条まで〔略〕 (損害賠償) 第12条 資料館の建物、<u>附属設備</u>、資料等を汚損し、毀損し、又 は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償 しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。 第13条から第14条まで〔略〕

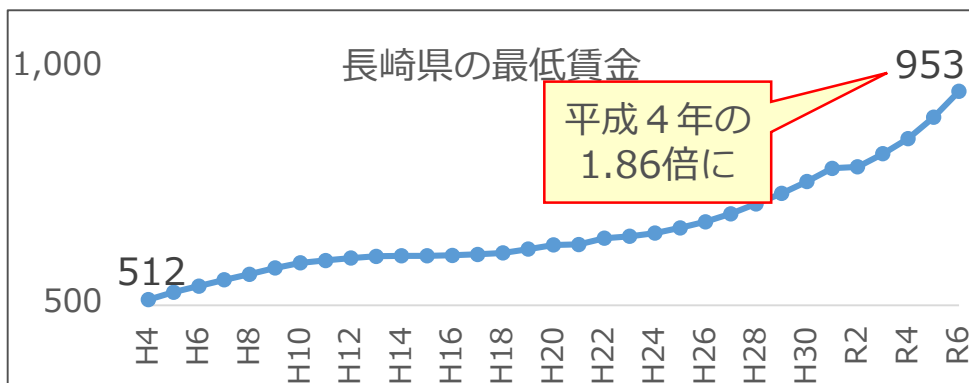
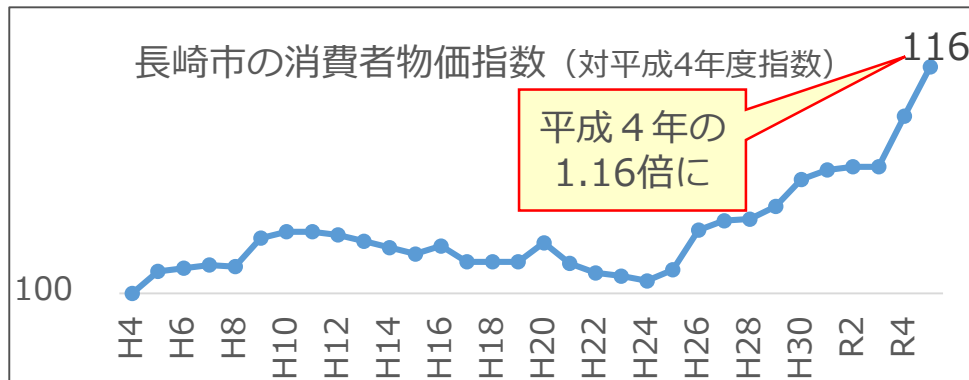
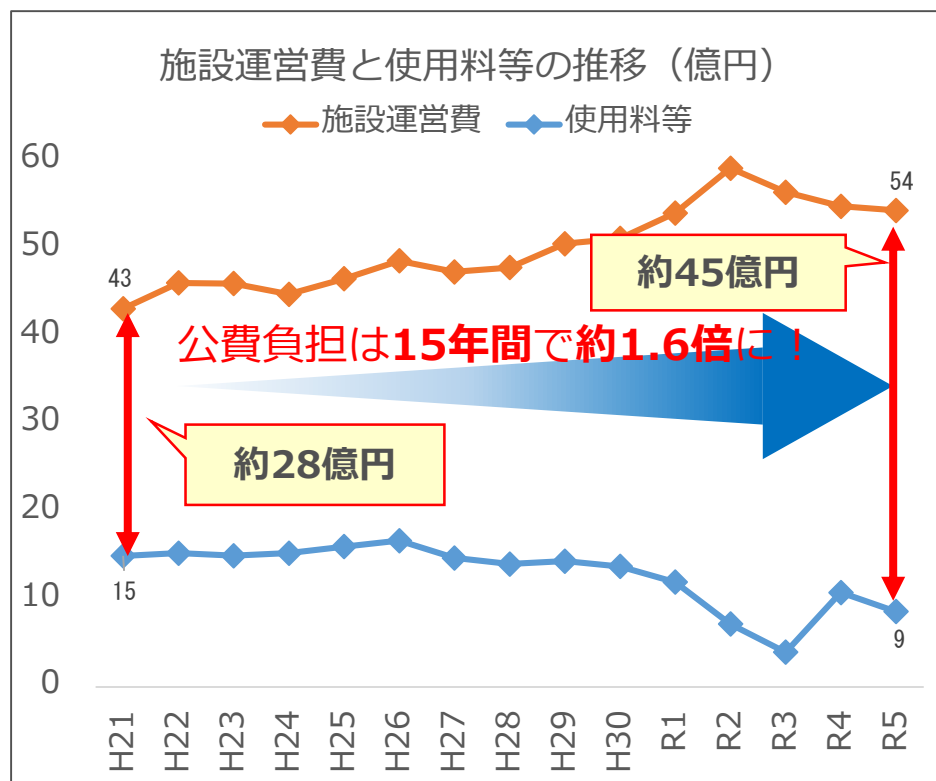
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

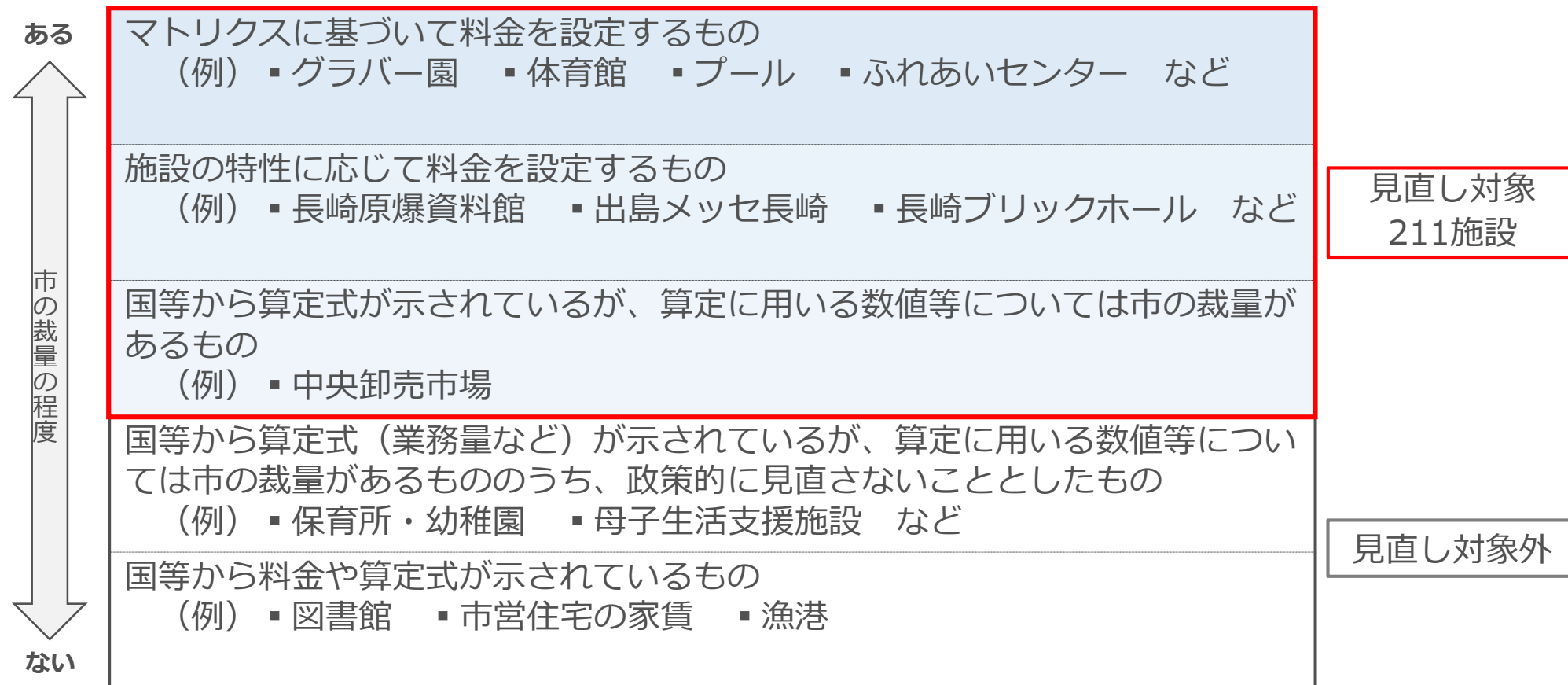
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

2 令和8年度における対応について（利用料金併用制の施設※）

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う

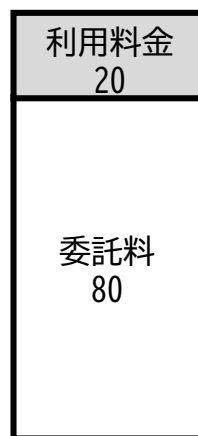
（対象施設：旧香港上海銀行長崎支店記念館、軍艦島資料館 ※池島炭鉱体験施設は対象外）

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

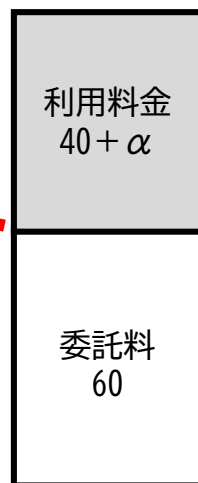
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。

<見直し前>



<見直し後>



利用料金収入
見込額<増>

委託料<減>

令和8年度

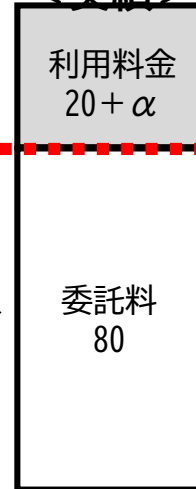
- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の10%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。

<当初>



委託料据え
置き

<実績>



利用料金収入
見込額の10%
を超えた分は
市へ納付等す
る。

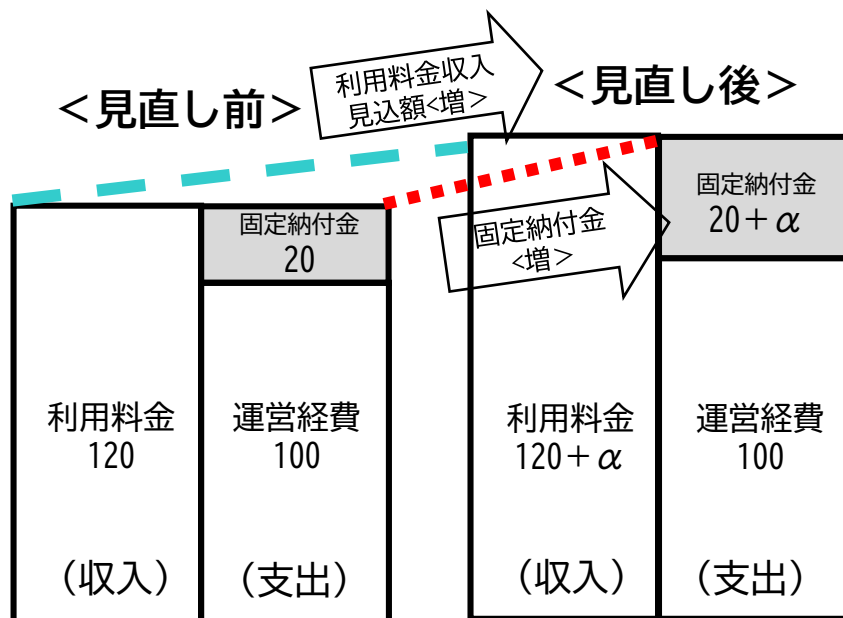
3 令和8年度における対応について（完全利用料金制の施設※）

※すべてを利用料金で賄う（対象施設：グラバー園、長崎ロープウェイ、出島）

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

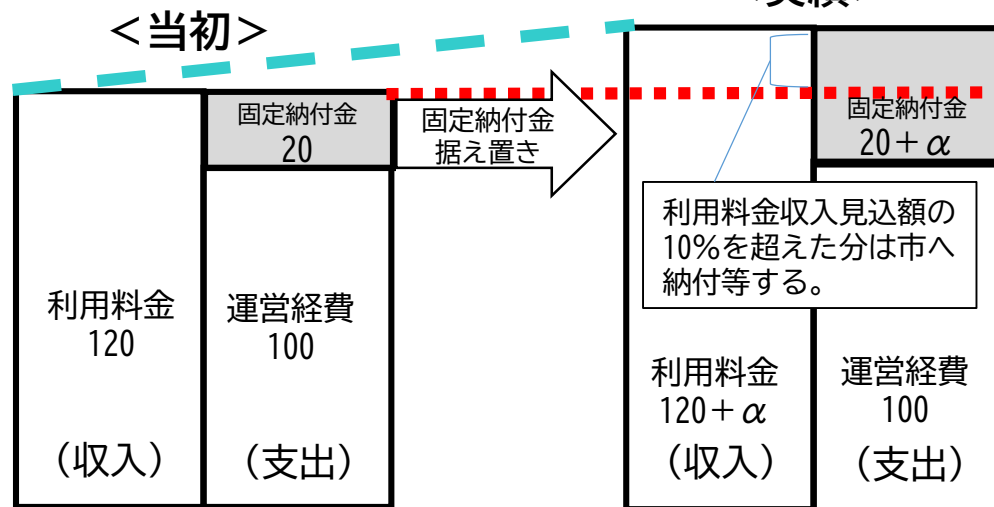
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の10%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元にあてるものとする。



【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

4 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

5 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始